

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）（令和３年度以降の申請）交付要綱 新旧対照表

改正案	現行
(制定) 令和３年５月１８日付３都環公地温第３８９号 (改正) 令和４年３月２３日付３都環公地温第２９４９号 <u>(改正) 令和５年３月２８日付４都環公地温第３１７９号</u> 第１条 この要綱は、水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）（令和３年度以降の申請）実施要綱（令和３年３月２４日付２環地次第６３２号。以下「実施要綱」という。）第５ ３の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が事務を執行する水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。 第１０条 略 第２４条 略 ２～４ 略	(制定) 令和３年５月１８日付３都環公地温第３８９号 (改正) 令和４年３月２３日付３都環公地温第２９４９号 第１条 この要綱は、水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）（令和３年度以降の申請）実施要綱（令和３年３月２４日付２環地次第６３２号。以下「実施要綱」という。）第５ ３の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が<u>東京都（以下「都」という。）の委託を受け</u>事務を執行する水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。 第１０条 略 <u>２ 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。</u> 第２４条 略 ２～４ 略 <u>５ 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第１項及び前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。</u>

第２５条 略 ２～４ 略	第２５条 略 ２～４ 略 <u>５ 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第１項から第３項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。</u>
第２６条 略 ２ 略	第２６条 略 ２ 略 <u>３ 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前２項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。</u>
第２７条 略 ２ 略	第２７条 略 ２ 略 <u>３ 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前２項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。</u>
第２８条 略	第２８条 略 <u>２ 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該項の規定を適用する。</u>
第２９条 略 ２～４ 略	第２９条 略 ２～４ 略 <u>５ 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前４項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。</u>

第３１条 略 ２ 略 第３２条 略 附 則（令和３年５月１８日付３都環公地温第３８９号） この要綱は、令和３年６月１０日から施行する。 附 則（令和４年３月２３日付３都環公地温第２９４９号） この要綱は、令和４年４月１日から施行する。 <u>附 則（令和５年３月２８日付４都環公地温第３１７９号）</u> <u>この要綱は、令和５年４月１日から施行する。</u>	第３１条 略 ２ 略 <u>３ 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第１項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。</u> 第３２条 略 <u>２ 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。</u> 附 則（令和３年５月１８日付３都環公地温第３８９号） この要綱は、令和３年６月１０日から施行する。 附 則（令和４年３月２３日付３都環公地温第２９４９号） この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
---	--